

【新設】(特別事業再編のための措置として取得をした株式等の区分)

56-1の2 措置法第56条第1項の表の第2号の第2欄に掲げる措置は、産業競争力強化法第2条第18項第6号に掲げる措置（以下「対象措置」という。）に限られるのであるから、例えば、同欄に規定する認定特別事業再編計画（以下「認定特別事業再編計画」という。）に従って行う同欄に規定する特別事業再編（以下「特別事業再編」という。）のための措置であって対象措置に該当するものを行う前に当該認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置として対象措置に該当しないものを行っていたとしても、当該認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置であって対象措置に該当するものうち最初に行うものとして取得をした株式等が同表の第2号の第4欄イに掲げる株式等に該当することに留意する。

なお、同欄イの措置として取得をした株式等について措置法第56条第1項の規定の適用を受けなかった場合であっても、当該措置の後に認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置のうち対象措置に該当するものを行ったときは、当該対象措置に該当する認定特別事業再編計画に従って行う特別事業再編のための措置として取得をした株式等は、同欄ロに掲げる株式等に該当することに留意する。

【解説】

- 1 本通達では、中小企業事業再編投資損失準備金制度の特別事業再編計画に係る措置における特別事業再編のための措置として取得をした株式等の区分について明らかにしている。
- 2 令和6年度の税制改正において本制度に追加された特別事業再編計画に係る措置の積立限度額は、特定株式等の取得価額に次の株式等の区分に応じそれぞれ次の割合を乗じた金額とされている（措法 56①表二）。なお、次の(1)の「取得」は、購入による取得に限ることとされていることから（措法 56①）、合併、分割、株式交換、株式移転又は株式交付による取得、払込みによる取得、現物出資による取得、贈与による取得及び新株予約権の行使による取得は含まれない。
 - (1) 認定特別事業再編計画に従って行う最初の特別事業再編のための措置として取得をした株式等……90%
 - (2) 上記(1)以外の株式等……100%
- 3 産業競争力強化法第2条第18項には、特別事業再編のための措置として次の(1)から(6)までの措置が規定されているが、上記2(1)の「特別事業再編のための措置」は、同項第6号に掲げる措置、すなわち次の(6)の措置に限ることとされている（措法 56①表二）。
 - (1) 吸収合併
 - (2) 吸収分割

- (3) 株式交換
 - (4) 一定の株式交付
 - (5) 事業又は資産の譲受け
 - (6) 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社の総株主又は総出資者の議決権の50%を超える議決権を保有することとなるものに限る。）
- 4 したがって、認定特別事業再編計画に従って上記3(6)の措置（以下「株式等取得」という。）を行う前にその認定特別事業再編計画に従って上記3(1)から(5)までの措置（以下「吸収合併等」という。）を行っていたとしても、その認定特別事業再編計画に従って行う株式等取得のうち最初に行うものが上記2(1)の「最初の特別事業再編のための措置」に該当する。例えば、認定特別事業再編計画に従って①吸収合併等、②株式等取得、③吸収合併等、④株式等取得の順で特別事業再編のための措置を行った場合は、②により取得をした株式等が上記2(1)に該当し、④により取得をした株式等が上記2(2)に該当することとなる。本通達の本文において、このことを留意的に明らかにしている。
- 5 また、上記2(1)の「特別事業再編のための措置」は、本制度の適用を受けるものに限られていない。したがって、認定特別事業再編計画に従って行う株式等取得のうち最初に行うもの、すなわち上記2(1)の「最初の特別事業再編のための措置」として取得をした株式等について本制度の適用を受けなかった場合であっても、その株式等取得の後にその認定特別事業再編計画に従って行う株式等取得として取得をした株式等は、上記2(2)に該当する。例えば、認定特別事業再編計画に従って①吸収合併等、②株式等取得、③株式等取得の順で特別事業再編のための措置を行った場合において、②により取得をした株式等について上記2(1)の株式等として本制度の適用を受けなかったとしても③により取得をした株式等は上記2(2)に該当することとなる。本通達のなお書きにおいて、このことを留意的に明らかにしている。